

北海道科学大学親交会会則

第1章 総 則

(設置の目的)

第1条 北海道科学大学（以下「本学」という。）学生の知識及び技能の向上と、有為な社会人としての人間育成を図るため、大学と家庭との緊密な連繋および協調体制を保つ組織として、北海道科学大学親交会（以下「本会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大学事務局内に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学教職員と学生父母等との懇談（相談）会の開催
- (2) 学生の育成に係る、父母等の研修（研究）会の開催
- (3) 大学祭、体育祭など全学的行事に対する援助
- (4) クラブ活動に対する援助
- (5) 学生の就職開拓に関する援助
- (6) 連絡刊行物の発行
- (7) 顕彰に関するここと
- (8) 慶弔に関するここと
- (9) 会員相互の親睦に関するここと
- (10) その他必要と認められること

第3章 会 員

(会 員)

第4条 本会は、次に掲げる会員で構成する。

- (1) 正会員 学部・大学院・専攻科学生の父母等
- (2) 特別会員 大学教職員
- (3) 名誉会員 本会のために特に功労があり、理事会において推薦された者
- (4) 賛助会員 卒業生の父母等及び個人又は団体で本会の事業を賛助し、総会において承認された者

(会 費)

第5条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 学部学生の父母等は6,000円、大学院・専攻科学生の父母等は3,000

円とする。

(2) 賛助会員 1口年額5,000円とし、口数は1口以上とする。

(3) 特別会員および名誉会員 会費は徴収しない。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員としての入会は、所定の会費納入をもって完了する。

(会員の権利)

第7条 会員は、次の権利をもつ。

(1) 正会員は、総会における議決権、役員の選挙権および被選挙権をもつ。

(2) すべての会員は、本会の刊行物の配布を受ける。

(3) すべての会員は、本会が主催する行事に参加することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て除名することができる。

(1) 会費の未納が1年以上に及ぶとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき

(3) 会員の子弟たる大学学生が除籍あるいは退学処分を受けたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、会費を完納したうえ退会届を会長あてに提出するものとする。

(納入金の返還)

第10条 会員が、除名、退会その他の事由で会員の資格を失ったときは、幹事に返還申請書を提出して、既納年度分の会費の返還を求めることができる。

第4章 役員、顧問および職員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 15名以内

(4) 監事 2名

(5) 幹事 3名

(役員の選任)

第12条 会長、副会長ならびに理事および監事は、会員の中から総会において選出する。ただし、理事のうち5名は、特別会員の中から選出する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることができない。
- 3 幹事は、特別会員の中から会長が委嘱する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務権限)

第14条 会長は、本会を代表して会務を総理し、総会、理事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき会務を処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査するほか、理事会に出席することができる。ただし、議決には加わらない。
- 5 幹事は、会務を処理するほか、理事会に出席する。ただし、議決には加わらない。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が推薦し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営につき会長の諮問に応じ助言する。

(書記)

第16条 本会の会務処理のため必要と認めた場合は、書記を置く。

- 2 書記は幹事の指示を受け、会務に関する事項を記録、整理、保管する。

第5章 会議

(総会)

第17条 本会の最高決議機関として、総会を置く。

- 2 総会の決議は、出席正会員の過半数をもって決する。

(通常総会、臨時総会等)

第18条 通常総会は、毎年1回、会長が召集する。

- 2 通常総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 予算、決算の審議
 - (2) 会則の変更
 - (3) 役員の選出
 - (4) その他、本会の運営上重要な事項
- 3 臨時総会は、次の場合に会長が召集する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 監事が必要と認めたとき

(3) 正会員の10分の1以上から、会議に付すべき事項を示して要求があったとき

(理事会)

第19条 理事会は、会長が必要と認めた場合召集し、会務処理の協議を行う。

第6章 会 計

(本会の運営財源)

第20条 本会の運営財源は、会費、寄付金およびその他の収入とする。

(会費の改定、臨時会費など)

第21条 正会員は、第5条の会費を納入するものとする。ただし、この額は必要ある場合改定されることがある。

2 特別の事情ある場合、総会の議を経て臨時会費を徴することができる。

3 会費の納入は、原則として本会の指定する銀行振込みを利用するものとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第23条 監事は、会計処理を常に明確にして置くため、隨時、帳簿、現金その他につき監査を行うものとする。

2 監事は、総会において監査の結果を報告しなければならない。

第7章 雜 則

(支部の設置)

第24条 本会の支部を設置しようとする場合は、正会員5名以上の連署をもって会長に申請し、総会において決定する。

(身上変更等)

第25条 会員は、住所、身分等身上に異動を生じた場合は、会長に届出るものとする。

(解散による財産処理)

第26条 本会が解散した場合の残余財産は、大学学生の福利厚生事業に寄付するものとする。

(その他)

第27条 本会則の運用細部については、理事会の議を経て別に定める。

付 則

- 1 本会則は、昭和54年9月1日から施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和55年6月1日から施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和60年6月1日から施行する。
- 1 本会則の改正は、平成4年6月6日から施行する。
- 1 本会則の改正は、平成6年6月1日から施行する。
- 1 本会則の改正は、平成8年6月7日から施行する。
- 1 本会則の改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 1 本会則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 本会則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

なお、短期大学部学生においては、平成27年度入学生から本会則を適用する。

- 1 本会則の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 本会則の改正は、2025年6月28日より施行し、2025年4月1日まで遡及して適用する。

北海道科学大学親交会顕彰内規

(目的)

第1条 この内規は、北海道科学大学親交会（以下「本会」という。）会則第3条第7号の規定に基づく、顕彰に関する取り扱いについて定める。

(顕彰の種類)

第2条 この内規における顕彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰
- (2) 感謝状

(表彰)

第3条 本会の正会員が、多年にわたり、特に本会運営上、功績又は功労が顕著なものおよび会長が特に必要と認めたときは、理事会の議を経て表彰することができる。

2 前項の表彰に対し、金一封又は記念品を贈呈することができる。

3 前項の贈呈額は、理事会においてその都度定める。

(感謝状)

第4条 本会の名誉会員、賛助会員が、多年にわたり特に本会の運営上、功績又は功労が顕著なものおよび会長が特に必要と認めたときは、理事会の議を経て感謝状を贈呈することができる。

2 前項の感謝状に対し、金一封又は記念品を贈呈することができる。

3 前項の贈呈額は、理事会においてその都度定める。

(報告)

第5条 この内規による顕彰は、総会において報告するものとする。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、本会理事会の議を経なければならない。

付 則

- 1 この内規は、昭和60年6月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成12年4月1日より施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日より施行する。

北海道科学大学親交会慶弔金内規

(目的)

第1条 この内規は、北海道科学大学親交会（以下「本会」という。）会則第3条第8号の規定に基づく、慶弔の取り扱いについて定める。

(慶弔の種類)

第2条 この内規における慶弔金の種類は、次のとおりとする。

- 1 香料等
- 2 餌 別

(香料等)

第3条 本会の正会員又はその配偶者および学生が死亡したときは、それぞれ2万円の香料を贈るものとする。

2 正会員死亡の場合には、会長名の弔電、供花等を贈ることができる。

(餌 別)

第4条 本会の正会員の役員が退会したときは、次の基準により餌別を贈るものとする。

- (1) 役員歴4年未満 2万円
- (2) 役員歴4年以上 3万円

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、本会理事会の議を経なければならない。

付 則

- 1 この内規は、昭和60年6月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。